

岸和田市工事請負契約に係る最低制限価格設定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格 法令に基づく予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。
- (2) 最低制限価格 法令に基づく最低制限価格に110分の100を乗じて得た額をいう。
- (3) 最低制限基礎価格 最低制限価格の算出の基礎となる金額をいう。
- (4) システム 岸和田市電子入札システムをいう。
- (5) システム入力業者 システムにより入札書を提出又は入札を辞退した業者をいう。
- (6) 入札書受信日時 システム入力業者の入札書の提出又は入札の辞退をシステムが受信した日時をいう。

(最低制限基礎価格の算出)

第3条 最低制限基礎価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号それぞれの額の1円未満を切り捨てることで算出した額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じた額を超える場合にあっては、予定価格に100分の92を乗じて得た額の1円未満を切り捨てた額とし、その額が予定価格に100分の75を乗じた額を下回る場合にあっては、予定価格に100分の75を乗じた額の1円未満を切り上げた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約についての最低制限基礎価格は、入札ごとに予定価格の75%から92%までの範囲内で市長が定めた額とする。

(最低制限価格の算出)

第4条 最低制限価格は、最低制限基礎価格に、第7条で決定したランダム係数を乗じた額の100円未満を切り捨てることで算出した額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じた額を超える場合にあっては、予定価格に100分の92を乗じて得た額の100円未満を切り捨てた額とし、その額が予

定価格に 100 分の 75 を乗じた額を下回る場合にあっては、予定価格に 100 分の 75 を乗じた額の 100 円未満を切り上げた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、システムを使用せずに入札を執行する場合には、最低制限価格は最低制限基礎価格の 100 円未満を切り捨てた額とし、その額が予定価格に 100 分の 75 を乗じた額を下回る場合にあっては、予定価格に 100 分の 75 を乗じた額の 100 円未満を切り上げた額とする。

(ランダム係数の実施方法)

第 5 条 ランダム係数処理は、入札書受信日時の数値を使用し、無作為に行うものとする。

(ランダム係数の範囲)

第 6 条 ランダム係数の範囲は、0.9965 から 1.0035 までの範囲内の 0.0005 刻みの 15 通りの数値とする。

(ランダム係数の決定方法)

第 7 条 ランダム係数は、開札時に把握する入札書受信日時の秒数の和を、「15」で除して得た余りを使用し、別表第 1 により決定する。

2 ランダム係数の算出は、案件毎に行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

余り	0	1	2	3	4	5
ランダム係数	0.9965	0.9970	0.9975	0.9980	0.9985	0.9990
余り	6	7	8	9	10	11
ランダム係数	0.9995	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020
余り	12	13	14			
ランダム係数	1.0025	1.0030	1.0035			